

令和3年7月6日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
文部科学大臣  
内閣官房長官  
復興大臣

様

盛岡市内丸10番1号

岩手県議会議員 関根敏伸

### 子どもの心のケア対策の一層の充実を求める意見書

東日本大震災津波のトラウマや、社会情勢の変化による様々な問題に直面し、今もなお苦しむ多くの子どもたちを救うため、子どもの心のケアの充実に向けた措置を講ずるよう強く要望する。

#### 理由

東日本大震災津波発災から10年が経過し、被災地においてはハード面の復旧が進んでいる。しかし、被災者の中には依然として精神的なストレスを抱えている方が多く存在し、心の復興は道半ばの状況にある。

そのような中、本県においては、被災した子どもたちの心のケアを進めるため、2011年に子どもの心のケアセンターを設置し、震災ストレスや様々な要因により精神的不調をきたしている子どもとその家族を対象に、心の健康が回復するよう相談等を行ってきたところである。

また、2013年には、中央拠点としていわてこどもケアセンターを設置し、子どもの心のケアの一層の充実を図ってきたところである。

しかしながら、センターの相談対応件数は依然として多く、被災者や現場の医師から、今後も引き続き、国の十分な支援を求める声が聞こえているところである。

また、震災の影響は勿論、新型コロナウイルス感染症の拡大によって子どもの悩みや不安も拡大している中で、子どもの心のケアの充実は不可欠であり、国の更なる支援が必要と考える。

よって、国においては、東日本大震災津波のトラウマや、社会情勢の変化による様々な問題に直面し、今もなお苦しむ多くの子どもたちを救うため、子どもの心のケアの充実に向けた次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの増員や、心のケアセンターの運営に要する経費等、子どもの心のケア対策を一層進めるために必要

な財源を措置すること。

- 2 近年増え続ける相談の複雑化に対応するため、児童精神科医の育成に取り組むこと。

上記のとおり地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。